フッ化物洗口支援事業体系図

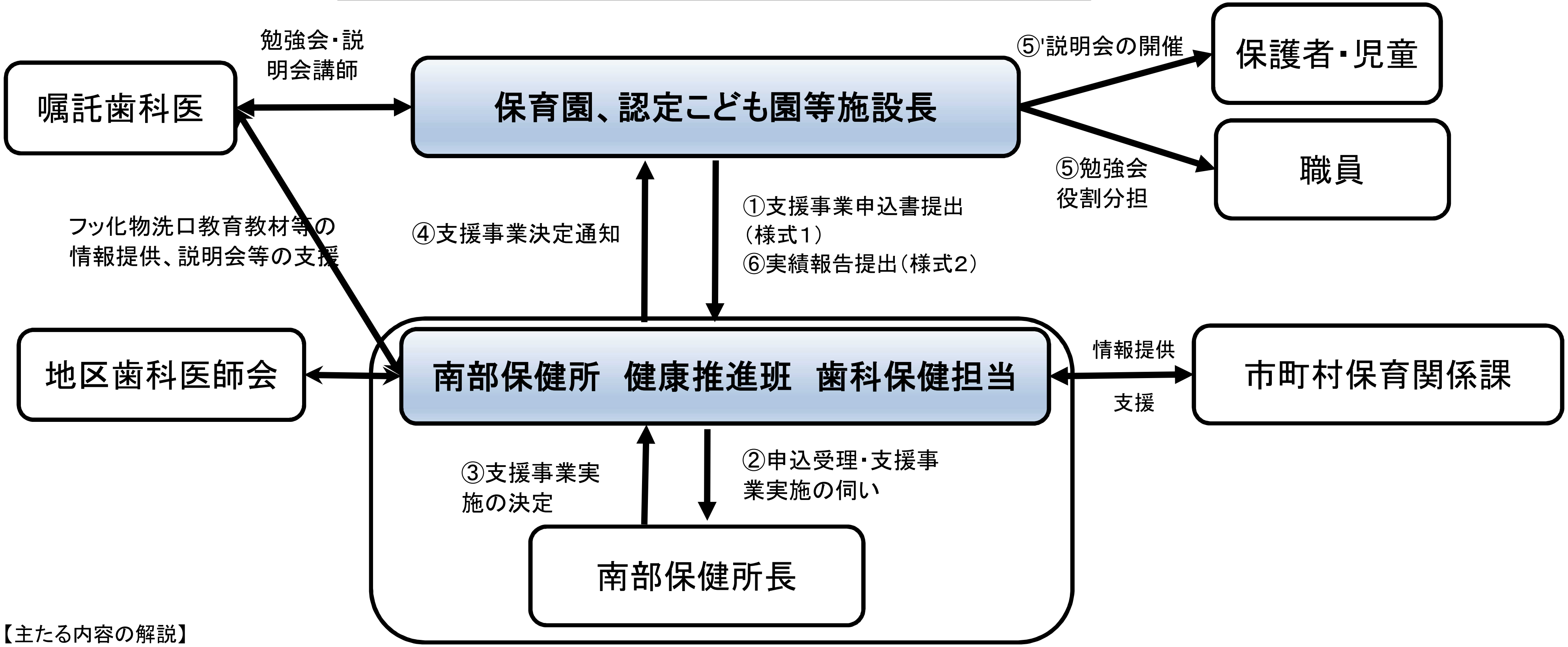

【主たる内容の解説】

1. 施設長

①申込（様式１）

施設においてフッ化物洗口に関心があり、フッ化物洗口に関する勉強会を希望する施設やフッ化物洗口に取り組む予定のある施設の施設長は、嘱託歯科医と相談調整後、支援事業の実施について保健所長あて提出する。

④支援事業決定通知受理後、支援内容、日程等について保健所担当者と調整する。

⑤⑤'職員勉強会、保護者説明会の実施について嘱託歯科医と相談調整する。（保健所に対し勉強会、保護者説明会の支援依頼の有無等）

⑥実績報告(様式２)

・実績報告を保健所長あて提出する。

2. 保健所

②施設からの申込内容について検討し受理後、事業実施の伺い

③支援事業実施の決定

④支援事業決定通知の送付。具体的支援内容等については施設担当者と調整する。

※必要に応じて保育園・認定こども園等の嘱託歯科医・地区歯科医師会に情報提供を行い、施設職員の勉強会、保護者説明会への支援についても連携協力する。

⑥保育園・認定こども園等施設長から実績報告を受理する。